

＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

鉄鋼・非鉄金属⑧ JIS Q 1013 の対象 JIS に係る認証を受けている認証取得者が、ISO 9001 の審査登録を得ている場合の審査のあり方について

2011 年 7 月 27 日
JIS 登録認証機関協議会

設 問

JIS マーク表示認証の申請者が ISO 9001 認証を取得している場合、JIS Q 1001 の附属書 B に規定する審査の基準（B）に基づく申請を行うとともに、その品質管理体制を構築して受審することが多い。その構築にあたって、取得している ISO 9001 の審査登録を活用した場合、審査の効率化などのメリットはあるか。

臨時の認証維持審査を含め、認証維持審査の場合はどうなるか。

解 釈

（1）ISO 9001 の審査登録の活用について：

- ・ ISO 9001 の審査は、教育・訓練・資格付与に基づく業務体制、苦情処理、不適合品の処置等を中心に、広くて深い確認が可能な側面も有しており、その結果の活用により、JIS 認証審査の記録確認等に費やされる時間ロスを短縮化することは、申請者／登録認証機関双方の努力により実現可能と考えられる。
- ・ しかしながら、例えば、現地調査で工場に存在する記録（例：苦情履歴や不適合品の処置内容と記録等）の提示を求めた場合、
 - － 該当する記録ファイルを探して持ってくることに長時間を要する。
 - － JIS マーク表示製品とそれ以外の製品の記録が同じファイルにファイリングされている。
 - － 工場固有の識別記号に変換されて記録ごとの識別が付されており、JIS 番号や JIS 種類・等級記号による識別が付されていない。など、どの製品規格や認証マーク表示に係る適合性を問う製品であったのか、申請者自身も含め、その場での抽出に長時間を要することがある。
- ・ いずれも例に過ぎないが、その識別と提示が早く為されれば、時間ロスは低減可能で、審査スタイルを予め双方で対話するなどにより、より効率的な審査を行える余地があると解釈される。

（2）臨時の認証維持審査を含めた認証維持審査の場合

- ・ 定期的な認証維持審査及び臨時の認証維持審査は、他の認証の区分の認証を取得していたり認証以降の品質が安定していたとしても、法令の定め該当する場合は実施する審査である。
- ・ 従って、その効率的な審査の考え方は（1）と同様であり、ISO 9001 の定期審査や更新審査の各種記録類及び議事録を活用することは可能であるものの、認証維持審査としての評価自体は、あくまで活用された ISO 9001 審査事項以外の要素も含めて総体的に行う必要があることに留意する必要がある。

- ・なお、定期的な認証維持審査においては、初回の審査時には無かった「認証以降の記録の確認（書類調査・現地調査とも）」が審査事項として付加されていることにも留意する必要がある。

いずれにせよ、JISCBA としては、時間ロスの低減化等により効率的な審査の実現を図っていく所存であり、認証取得者との相互の円滑なコミュニケーションを継続していく。

以 上